

廃棄物(ごみ)の不法投棄は犯罪です!



道路脇等への不法投棄

廃棄物(以下「ごみ」といいます。)

の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染される等の深刻な環境問題につながる犯罪行為です。町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化しています。地域ぐるみで監視活動や防止対策等を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。

また、個人の所有地(管理地)であっても、廃棄物の処理および清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第5条の定めにより、清潔を保つこととされており、不適正な野外保管等は指導の対象となりますので、適正な処理をしてください。

1 ごみの不法投棄とは

ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等のみだりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

2 ごみを不法投棄された土地の所有者(管理者)

土地の所有者(管理者)は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うこととなります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

3 ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄に対する啓

発看板を設置し、一定の成果をあげています。ごみの不法投棄でお困りの場合は、役場生活環境係までご相談ください。

4 ごみの不法投棄監視活動

町では、不法投棄監視員により町内の不法投棄の監視活動を実施しています。また、不法投棄監視カメラによる監視活動も実施し、不法投棄の未然防止および監視の強化を図っています。不法投棄の監視活動にご理解ご協力をお願いします。

5 ごみの不法投棄の罰則(廃掃法第25条、第32条関係)

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1千万円以下

下の罰金またはその併科

法人 3億円以下の罰金

6 ごみの不法投棄や不審な行為(車両)を発見した場合の連絡先

役場建設環境課生活環境係

電話 88-8411

佐久地域振興局環境・廃棄物対策課

電話 63-3166



冷蔵庫・洗濯機等の不法投棄